

## 一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和3年11月19日  
東村山市議会議長 あて

議席番号 5番  
質問者 下沢 ゆきお

## 記

## 1. 避難行動要支援者の実効性ある個別避難支援について

当市における避難行動要支援者への支援については、これまでも取り上げてきた。避難所運営連絡会や地元自治会の自主防災組織において、最大の関心は災害が発生し、またはそのおそれが高まったときに、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、要介護状態にある人、障害のある人など避難行動要支援者の避難誘導等をどうするである。災害時に迅速かつ適切に対応するためには、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が、どこに、どのようにして避難させるかを定め、地域の住民が共通認識を持っておくことが必要だと考える。

- (1) 当市における避難行動要支援者に対する個別避難支援についての考えを伺う。
- (2) 平成24年3月策定の「東村山市災害時要支援者支援全体計画」に基づく、避難行動法支援者に係る個別避難計画（個別支援プラン）のこれまでの策定状況を伺う。
- (3) 避難行動要支援者名簿への登録状況の推移をみると、平成31年3月末日で2,291人、令和2年3月末日で2,508人と増加傾向にあり、登録制度そのものは周知されてきている。そこで、登録済みの避難行動要支援者の中で、災害等発生時に自力で避難することが困難な要支援者をどう見込んでいるのか。
- (4) 国では、2013年に個別避難計画の策定を指針で示し、策定を促してきたが、本年9月に災害基本法が改正され、これまでの任意の取組みから、その策定を市町村の努力義務とされたことにより、今後は進むものと期待されている。

そこで、東村山市地域防災計画上の個別避難計画策定の目標をどこにおくのか。

- (5) 登録者を増やすための具体的な取組みについて伺う。
- (6) 個別避難計画の策定を所管する部局は健康福祉部となるのか。
- (7) 計画策定にあたっては、要支援者の状況のほか、地域特性、地域の防災訓練への参加など防災安全部との連携は不可欠であると考えます。防災安全部との連携は

どのように考えているのか。

- (8) 避難行動要支援者支援が実効性あるものにするためには、災害時を想定した個別避難計画による避難誘導や安否確認訓練を行うなど、地元自治会等の協力がなくしては進まないものとする。今後、当市の地域防災計画において、この個別避難計画の策定が具体的にどのように進められるのか、伺う。

## 2. 防災担当職員への退職自衛官等外部人材の登用について

- (1) 災害対策基本法に基づく防災基本計画において、地方公共団体等において専門的知見を有する防災担当職員の確保について検討することとされていること等を踏まえ、現状ではどうなっているのか。
- (2) 防災・危機管理に関する専門的・総合的な知識と経験を有する退職自衛官を含む外部人材の登用を検討してはどうかと考えるが、市長の見解を伺う。